

清川村若年がん患者在宅療養支援事業の ご案内

清川村では、40歳未満の末期がん患者の方を対象として、住み慣れた生活の場で安心して自分らしい生活ができるよう、在宅療養の費用を助成します。



●対象者

次の要件の全てに該当する方

- ・村内在住の40歳未満の方
- ・医師から末期がんである旨の診断を受けており、治癒を目的とした治療を行わない在宅生活をしている方
- ・他の制度によりサービスの利用等に係る補助を受けていない方

●対象となる費用と助成額

サービスの種類	内容（介護保険法で利用できるものに準ずる）	助成金
訪問介護	身体介護、生活援助、通院など乗降解除	経費の10分の9以内 (上限54,000円/月)
訪問入浴介護	入浴介護	
福祉用具の貸与	手すり・スロープ（工事を伴わないもの）、歩行器、歩行補助つえ、車いす、車いす付属品（クッション、電動補助装置等）、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置	
福祉用具の購入	移動用リフトの吊り具部分、腰掛便座（便座の底上げ部材を含む）、自動排泄処理装置の交換部品、排泄予測支援機器、簡易浴槽、入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等）、※固定用スロープ、※歩行器（歩行車を除く）、※歩行補助杖（松葉杖を除く単点杖及び多点杖） ※については、貸与または購入を選択可能	

●利用申請から助成金交付までの流れ

～サービスを利用する前に、利用申請が必要です～

<p>1 利用申請から利用決定</p>	<p>村に次の種類を提出してください。</p> <p>① 若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書（第1号様式）</p> <p>② 若年がん患者在宅療養支援事業に係る医師の意見書（第2号様式）</p> <p>③ 在宅療養者の属する世帯の全員が記載された住民票の写し、または申立書（第3号様式）（第4号様式）</p> <p>申請内容の審査完了後、村から利用決定通知書をお送りします。</p>
<p>2 サービス利用と支払い</p>	<p>介護保険指定事業者と契約し、サービス提供を受け、事業者に料金を支払ってください。</p> <p>※利用申請日から助成対象期間となります。</p> <p>※支払いの際は、領収書と明細書を受け取ってください。</p>
<p>3 交付申請から交付決定</p>	<p>村に次の書類を提出してください。</p> <p>① 若年がん患者在宅療養支援事業所助成金交付申請書（第8号様式）</p> <p>② 事業者が発行した領収書・明細書（サービス内容・金額・期間などが確認できるもの）の写し</p> <p>申請内容の審査完了後、村から交付決定通知書をお送りします。</p>
<p>4 請求から交付</p>	<p>村に次の書類を提出してください。</p> <p>① 若年がん患者在宅療養支援事業費助成金交付請求書県口座振替依頼書（第10号様式）</p> <p>村から指定口座に助成金を入金します。</p>



【問い合わせ先】

清川村子育て健康福祉課

（清川村保健福祉センターやまびこ館）

電話 046-288-3861(直通)

●対象となる費用と助成額